

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、「一般社団法人犯罪被害者等支援の会」と称し、略称を「オリーブ」とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県狭山市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、犯罪被害者及び交通被害者等の支援を行うことで被害者の心傷、精神状態が少しでも回復されることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 犯罪被害者及び交通被害者等の発信の傾聴
- 2 公に顔、声を出せぬ被害者の相談
- 3 被害者支援のための方策を学ぶセミナー開催
- 4 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由あるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、社員の中から選出する。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上
- (2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員

総会の終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その職務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事、設立代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐藤 咲子、上田 一恵、山口 千尋、薬師寺 妙、根橋 敬子
矢馳 一郎、佐藤 星夫

設立時代表理事 佐藤 咲子

設立時監事 六車 徳誠



(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名 住所

佐藤 咲子

上田 一恵

山口 千尋

薬師寺 妙

根橋 敬子

六車 徳誠

矢馳 一郎

佐藤 星夫

以上、一般社団法人犯罪被害者等支援の会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年5月21日

設立時社員 佐藤 咲子



設立時社員 上田 一恵



設立時社員 山口 千尋



設立時社員 薬師寺 妙



設立時社員 根橋 敬子



設立時社員 六車 徳誠



設立時社員 矢馳 一郎



設立時社員 佐藤 星夫



(1) 令和 4 年登簿第 20 号

(2) 嘱託人 8 名は、本職に対し、設立される法人の実質的
(3) 支配者となるべき者が佐藤 咲子である旨並びに同人
(4) が暴力団員等でない旨申告した。-----

(5) 嘱託人佐藤 咲子他 6 名の代理人兼嘱託人佐藤 星夫
(6) は、本職の面前で、全嘱託人の署名（記名）押印を自
(7) 認する旨を陳述した。-----

(8) -----
(9) -----
(10) -----

(11) よって、この定款を認証する。-----

(12) 令和 4 年 5 月 25 日本職役場において。-----

(13) 埼玉県所沢市西新井町 20 番 10 号

(14) さいたま地方法務局所属

(15) 公証人 鎌倉 克彦 

(16) -----
(17) -----
(18) -----

(19) -----

(20) -----
